

## 認証委員会 設置要綱

平成29年4月27日制定  
製造請負事業改善推進協議会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第3の2の認証委員会 設置要綱について、以下のとおり定める。

### (目的)

第1条 製造請負優良適正事業者認定制度（以下「GJ認定制度」という。）の指定審査機関の指導・管理等を行うため、製造請負事業改善推進協議会（以下「協議会」という。）に認証委員会を置く。

### (任務)

第2条 認証委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

1. GJ認定制度審査機関の指定を行う。
2. 指定審査機関に対する指導、管理を行う。
3. 指定審査機関の認定審査が適正に実施されたことの認証を行う。

### (運営等)

第3条 認証委員会の体制等は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 認証委員会は、学識経験者と製造請負事業に関する有識者からなる委員（以下「委員」という。）で構成する。
2. 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 認証委員会には委員長および委員長代理を置く。
4. 委員長および委員長代理は、委員の互選により学識経験者委員の中から選出する。
5. 委員長は、認証委員会の会務を掌理し、認証委員会を代表する。
6. 委員長代理は、委員長に不測の事態があったとき、その職務を代理する。
7. 認証委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
8. 議事は、委員の出席者の過半数をもって決する。
9. 委員長は、必要に応じて委員以外の者を認証委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第4条 認証委員会の庶務は、受託団体において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

(附則)

第6条 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(以上)